日置市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「日置市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定支援業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

1　目的

第４期日置市地域福祉計画が令和９年度に終了することを受け、令和 10 年度以降における日置市の福祉に関する根幹となる地域福祉計画を策定する。また、日置市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定し、更なる地域福祉の充実を図っていく。

2　業務の概要

(1)　業務名　　日置市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定支援業務
(2)　業務内容　別紙「日置市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定支援業務仕様書」のとおり
(3)　業務期間　契約締結日翌日から令和 10 年３月 31 日まで
(4)　契約金額の上限額　4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
（日置市の上限額 2,500,000 円、日置市社会福祉協議会の上限額 1,500,000 円）

3　提案者の資格要件

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者
(2)　日置市建設工事入札参加資格審査要綱（平成17年日置市告示第20号）第１条、日置市建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要綱（平成20年日置市告示第78号）第１条又は日置市物品調達等に係る競争入札参加資格審査要綱（平成20年日置市告示第79号）第１条の入札参加資格を有する者
(3)　日置市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年日置市告示第21号）及び日置市物品調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成22年日置市告示第23号）に基づく指名停止を受けていない者

4　担当課

日置市役所市民福祉部福祉課地域共生推進係（担当：鍋倉、上田橋）

〒899-2592　日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

電話　099-248-9460（直通）　FAX　099-273-3063

E-Mail　kyosei@city.hioki.lg.jp

5　スケジュール

11 月 13 日（金）募集開始

11 月 20 日（金）質問受付締め切り

11 月 27 日（金）参加申出書締め切り

12 月 ４日（金）参加資格審査・提案書の提出要請

12 月 25 日（金）提案書提出締め切り

１月中旬　　提案書審査・事業者の選定

２月上旬　　結果通知

6　参加申出手続

(1)　提出期限　令和８年 11 月 27 日（金）必着

(2)　提出場所　日置市役所　市民福祉部　福祉課　地域共生推進係

(3)　提出方法　担当課まで直接持参又は郵送とする。

(4)　提出書類　公募型プロポーザル参加申出書（様式第１号）

7　提案書提出手続

(1)　提出期限　令和８年 12 月 25 日（金）必着

(2)　提出場所　日置市役所　市民福祉部　福祉課　地域共生推進係

(3)　提出方法　担当課まで直接持参又は郵送とする。

(4)　提出書類

ア　企画提案書（任意様式）　７部

イ　見積書及び見積内訳書（人件費、事業費などの内訳が分かるように積算を記載すること）　１部

ウ　業務実績書（過去３年分）（様式第２号）　７部

8　説明会の開催

本プロポーザルに関しての説明会は行わない。

9　質問及び回答について

質問がある場合は、質問書（様式第３号）により、令和８年 11 月 20 日（金）までに電子メールで日置市役所　市民福祉部　福祉課　地域共生推進係まで提出すること。電話及び直接来庁による質問は受け付けないものとする。なお、回答については、日置市ホームページに掲載する。

10　企画提案書の記載内容

企画提案書には、「第４期日置市地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」を考慮しつつ、その後の社会情勢の変化や国・県の動向を踏まえ以下の内容について記載すること。

(1)　実施体制

業務の実施体制、役割分担、本業務に携わる担当者の業務実績及び勤務年数等を記載すること。

(2)　計画全般

本市を取り巻く現状・課題をどのようにとらえているか、アンケート調査等をどのように活用していくかなど、計画策定の基本的な考え方について提案すること。

(3)　アンケート調査

調査を実施するにあたり、調査項目や活用方法等について提案すること。

(4)　策定委員会の運営支援

策定委員会の回ごとの内容、流れ、また、会議に対する支援内容について提案すること。

(5)　社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携

本市では、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定するため、一体的に策定することの考え方や地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携及び計画書のイメージについて提案すること。

(6)　特色ある独自の提案内容

独自の提案内容や同種業務実績での工夫点、他社との差異性があれば提案すること。

(7)　業務スケジュール

本業務を遂行するにあたり、具体的なスケジュールを提案すること。

11　留意事項

(1)　提出された企画提案書及び関係書類の修正又は変更は認めない。た

だし、選定委員会が修正を認めた場合は、この限りではない。

(2)　提出された企画提案書等は返却しない。

(3)　作成にあたっては、以下に示す計画書の内容を踏まえたものとすること（日置市ホームページよりダウンロード可)。

ア　第３次日置市総合計画

イ　介護保険事業計画

ウ　高齢者福祉計画

エ　子ども・子育て支援事業計画

オ　障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

カ　元気な市民づくり運動推進計画

キ　重層的支援体制整備事業実施計画

(4)　提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(5)　提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写することがある。

12　審査

(1)　審査基準

別表「採点基準表」のとおり

(2)　審査方法

(1)に定める審査基準に基づき提出された書類を総合的に判断して、選定委員会において決定する。ただし、入札金額が上記２(4)を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。

(3)　事業者の選定

選定委員会において、審査員ごとに採点した点数で提案者を順位付けし、上位のものから１・２・３・４・５と配点した点数の審査員全員の合計が一番低い提案者を最上位として委託先候補者を選定する。なお、最上位が同数出た場合は、審査員評価順位の１位が最も多いものを委託先候補者とし、１位評価が同数の場合は、２位が最も多いものを委託先候補者とする。（２位以降も同じ）

(4)　審査結果の通知

事業者を選定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、決定の可否を文書で通知するものとする。ただし、審査結果に関する異議の申し立ては一切受け付けない。

13　契約締結

事業者と協議が整い次第、速やかに日置市及び社会福祉協議会それぞれと契約手続きを進めていく。ただし、契約を辞退したとき又は不正と認められる行為等が判明したときは、審査の評価結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

14　無効となる参加申出書又は提案書等

参加申出書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

(1)　提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの

(2)　指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(3)　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(4)　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(5)　虚偽の内容が記載されているもの

15　失格となる提案者

提案者が以下に該当する場合は、失格となることがある。

(1)　本要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

(2)　その他審査会が不適格と認めた場合

16　その他

本要領に定めのない事項については、日置市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年 10 月 1 日告示第 139 号）の定めるところによる。

別表

採点基準表

審査員名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

評価項目		評価基準	配点	A社	B社	C社	D社	E社
(1)	実施体制	業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な体制が可能か。	20 点					
(2)	計画策定についての提案	計画策定に対する基本的な考え方、計画策定の提案は的確か。	20 点					
(3)	ニーズ調査についての提案	アンケート等の調査内容を活用し、現状把握と課題を整理する手法は的確か。	20 点					
(4)	策定委員会等の支援体制	策定委員会の関与等の運営支援は的確か。	10 点					
(5)	地域福祉活動計画との連携	一体的に策定することについて、社会福祉協議会との連携は図られているか。	10 点					
(6)	独自提案	独自の提案内容や同種実績での工夫点、他社との差異性に対する提案。	10 点					
(7)	価格	10 点×最低価格※／見積価格 ※提案者の中で最も低額価格	10 点					
合計			100 点					

●評価点数について

(1)から(3)は、十分に期待できる 20 点、期待できる 16 点、普通 10 点、やや不十分６点、不十分２点で評価してください。

(4)から(6)は、十分に期待できる 10 点、期待できる ８点、普通 ５点、やや不十分３点、不十分１点で評価してください。

(7)は、10 点×最低価格（提案者の中で最も低額価格）／見積価格の計算式で算出し、小数点以下は切り捨てとします。